

平成14年1月24日

株 主 の 皆 さ ま へ

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
株式会社 あさひ銀行
頭 取 梁 瀬 行 雄

株式交換に伴う株券提出のお願い

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行は、平成14年1月24日(木)開催の臨時株主総会および第1回優先株式にかかる種類株主総会ならびに平成14年1月23日(水)開催の第1回第2種および第2回第2種優先株式にかかる種類株主総会において、法令に定める関係官庁の認可等を前提に、平成14年3月1日(金)をもって、「株式会社大和銀ホールディングス」との間で、当行が同社の完全子会社となる株式交換を実施することを決議いたしました。

なお、当行株式交換の実施は、株式会社大和銀ホールディングスが平成14年2月21日(木)開催予定の甲種第一回、乙種第一回および丙種第一回優先株式にかかる種類株主総会ならびに平成14年2月22日(金)開催予定の臨時株主総会において株式交換に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

つきましては、株式交換日の前日である平成14年2月28日(木)の当行の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)の皆さまに対し、ご所有の当行普通株式1株につき1株の割合で、「株式会社大和銀ホールディングス」の普通株式を割当て交付いたします。

この株式交換に伴い、当行の株券は、商法の規定に基づき株式交換の日である平成14年3月1日(金)をもって無効となりますので、誠にお手数ではございますが、下記の「ご注意」ならびに後記の「株券提出のご案内」をご高覧のうえ、ご所有の当行株券のすべてを株券提出期間〔平成14年1月25日(金)から平成14年2月28日(木)まで〕内に名義書換代理人(株式会社だいこう証券ビジネス)にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、お取引証券会社等で「株券等の保管振替制度」をご利用されている株式、単元未満登録株式および株券不所持のお申し出をされている株式については、株券提出のお手続きは必要ございませんので、併せてご案内申し上げます。

敬 具

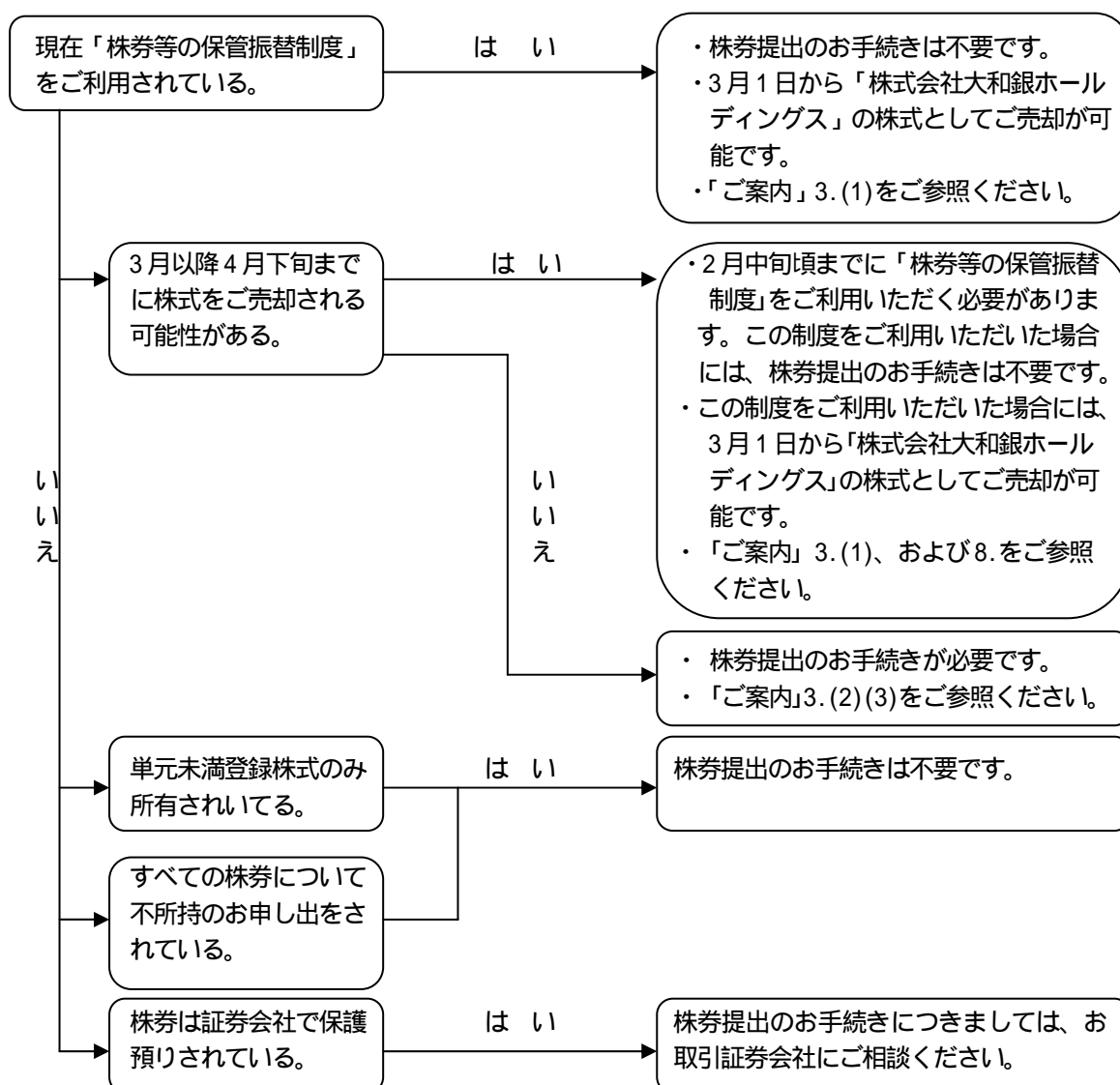
「ご注意」

株券をご提出いただきました後は、平成14年4月22日(月)に発送を予定しております「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券がお手元に到着するまでの間は、株式のご売却等ができなくなりますので、ご注意ください。

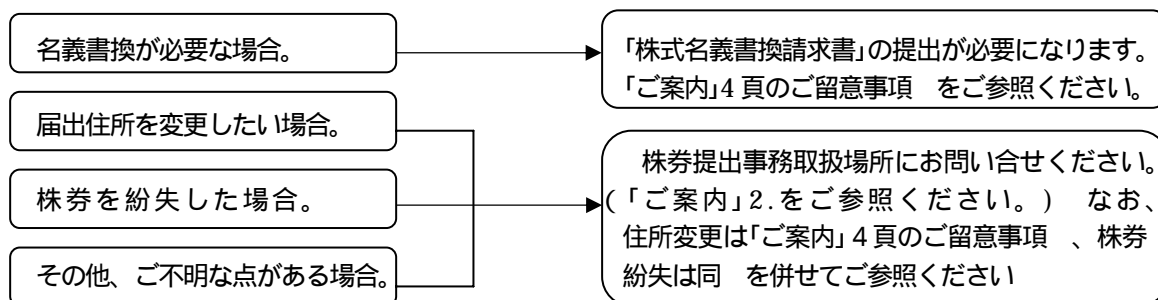
なお、新たに平成14年2月中旬頃までに「株券等の保管振替制度」をご利用されますと、平成14年3月1日(金)以降、割当てを受ける「株式会社大和銀ホールディングス」の株式としてご売却が可能となります。「株券等の保管振替制度」のご利用のお手続き等について、ご不明な点は、お取引証券会社等にご相談ください。

「株券提出のご案内」(要約)

・株券提出に必要な手続きの概略をご案内いたします。詳しくは、後記の「株券提出のご案内」(以下、「ご案内」といいます)をご覧ください。



なお、「株券等の保管振替制度」をご利用されていない方で次のような場合には、所定のお手続きをお願い申し上げます。



「株券提出のご案内」

1. 株券提出期間

平成 14 年 1 月 25 日(金)から平成 14 年 2 月 28 日(木)まで

〔なお、ご郵送の場合には、平成 14 年 2 月 28 日(木)の消印があれば、提出期間内にご提出があったものとしてお取り扱いさせていただきます。〕

2. 株券提出事務取扱場所

名義書換代理人 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 1 4 番 9 号
事務取扱場所 株式会社 だいこう証券ビジネス 東京支社

〔郵便物送付先〕 〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目 4 番 6 号
〔お問い合わせ先〕 株式会社 だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター
0120-35-1465

株券提出期間内であれば通話料は無料でご利用いただけます。
なお、携帯電話、自動車電話、PHS などからはご利用できません。

同 取 次 所 株式会社 だいこう証券ビジネス 本社および各支社
詳細は後記 7 頁「だいこう証券ビジネス店舗一覧」をご参照ください。

当行では直接のお取扱いはいたしませんので、ご了承ください。

3. 株券提出方法

(1) 「株券等の保管振替制度」をご利用の場合

すでに「株券等の保管振替制度」をご利用されている場合、もしくは平成 14 年 2 月中旬頃までに「株券等の保管振替制度」をご利用になる場合、(財)証券保管振替機構が株券提出手続きを行いますので、株券提出のお手続きは不要です。

この場合は、平成 14 年 3 月 1 日(金)以降、「株式会社大和銀ホールディングス」の株式としてご売却することが可能となります。

なお、「株券等の保管振替制度」のご利用に関する詳細につきましては、お早めにお取引証券会社等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

(2) ご自身で株券をご提出される場合

同封の「株券提出明細書」に所要事項をご記入、お届出印をご押印のうえ、ご所有の当行株券すべてを添えて、前記 2. の株券提出事務取扱場所へご提出ください。

(3) 株券をご郵送される場合

株券をご郵送される場合は、同封の「株券提出明細書」に所要事項をご記入、お届出印をご押印のうえ、ご所有の当行株券すべてを添えて、返信用封筒(書留用)をご利用のうえ、必ず郵便局の窓口にお差し出しいただき書留受領証をお受取りください。返信用封筒の差出有効期限は平成 14 年 2 月 28 日(木)(当日消印有効)までですので、期間内にご郵送願います。

なお、提出期間内の郵送料は当行で負担させていただきますので切手の貼付は不要です。

(4) 証券会社に「保護預り」されている場合

「保護預り証」と「株券提出明細書」をご持参のうえ、お取引証券会社にご相談ください。

《株券のご提出を要しない場合》

次の場合には、株券提出のお手続きは必要ございません。

「株券等の保管振替制度」をご利用されている株式のみご所有の場合

単元未満登録株式のみご所有の場合

株券不所持のお申し出をされている株式のみご所有の場合

上記、の組み合わせでご所有の場合

《株券提出に関するご留意事項》

ご提出いただきました株券につきましては、「受付整理票」を発行いたします。「受付整理票」はご提出いただいた証となりますので、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券または「株式交換による新株式割当ご通知」がお手元に届くまで大切に保管してください。なお、「受付整理票」は「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券との引換え、売買、譲渡、質入れ等はできません。ご所有の株券は一括取りまとめのうえ、前記2.の株券提出事務取扱場所へご提出ください。名義書換がお済みでない株券をご提出の際は、必ず「株式名義書換請求書」(新たに株主となられる場合は「株主票」「配当金振込指定書」とともに)をご添付ください。

必要書類は、前記2.の株券提出事務取扱場所にございますので、ご請求ください。

株券のご提出後は、提出の取消、株券の返還、提出名義人の変更等はできません。「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券〔平成14年4月22日(月)発送予定〕がお手元に到着するまでの間に、ご売却のご予定がある場合には、平成14年2月中旬頃までに「株券等の保管振替制度」をご利用ください。

ご住所等を変更された場合には、必ず「変更届」および「株主票」をご提出ください。

紛失その他の理由により、株券がお手元にない場合は、株券提出不能による異議申述公告手続き(商法第359条第2項、第216条第1項)により、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券を交付することができますので、必ず株券提出期間内に、前記2.の株券提出事務取扱場所まで直接お申し出ください。

その他、ご不明な点がある場合には、前記2.の株券提出事務取扱場所まで直接ご相談ください。

4. 「株式会社大和銀ホールディングス」の株式の割当て方法

(1) 平成14年2月28日(木)の当行の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)の皆さまに対し、ご所有の当行普通株式1株につき1株の割合で、「株式会社大和銀ホールディングス」の普通株式を割当て交付いたします。

なお、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券は、株券枚数が最少となる券種で発行のうえ交付させていただきますので、ご了承ください。

(2) 株式の割当ての結果生じる単元未満株式(1,000株未満の株式)につきましては、株券を発行せず、「株式会社大和銀ホールディングス」の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載いたします。

(3) 株式の割当て結果につきましては、平成14年4月22日(月)発送予定の「株式交換による新株式割当ご通知」をご確認ください。

5. 「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券の交付時期および方法

(1) 株券提出期間中に株券をご提出(郵送の場合も含む)いただいた場合

「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券および「株式交換による新株式割当ご通知」は、平成14年4月22日(月)に、お届出のご住所またはご指定の送付先に発送させていただきます(予定です。)(「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券につきましては、「配達記録郵便」で発送させていただきます。)

(2) 株券提出期間中に株券をご提出いただけなかった場合

株式交換の日である平成14年3月1日(金)をもって、当行の株券は無効となりますが、平成14年4月22日(月)以降、旧株券と引換えに「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券を交付する手続きを開始いたしますので、前記2.の株券提出事務取扱場所にお引換えをご請求ください。

なお、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券のお引換えには 10 日間程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

(ご注意)

上記(2)の「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券とのお引換えの際に名義書換をご希望の方は、「株式名義書換請求書」(新たに株主となられる場合は「株主票」「配当金振込指定書」とともに)をご添付ください。

(3) 単元未満登録株式の合算により単元株式(1,000株)に繰り上がる場合

「株式会社大和銀ホールディングス」の単元未満登録株式をすでにご所有されており、このたびの株式交換により割当てられる単元未満登録株式を合算した結果、単元株(1,000株)となる株式につきましては、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券を平成14年5月中旬以降にお届出のご住所あてに「配達記録郵便」で発送させていただき予定です。

6. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当行の単元未満株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成14年2月22日(金)まで	従来どおりお取扱いいたします。 株券をご提出された場合は、提出株券の「受付整理票」を併せてご提出ください。
平成14年2月25日(月)から 平成14年2月28日(木)まで	証券取引所での当行株式の売買が停止される予定ですので、この期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。

(2) 「株式会社大和銀ホールディングス」の単元未満株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成14年3月1日(金)から 平成14年3月25日(月)まで	「株式会社大和銀ホールディングス」の「株式取扱規則」に基づきお取扱いいたしますが、買取代金のお支払いは平成14年3月29日(金)となりますので、あらかじめご了承ください。 株券をご提出された場合は、提出株券の「受付整理票」を併せてご提出ください。
平成14年3月26日(火)以降	「株式会社大和銀ホールディングス」の「株式取扱規則」に基づきお取扱いいたします。 株券をご提出された場合は、提出株券の「受付整理票」を併せてご提出ください。

〔「株券等の保管振替制度」をご利用されている場合、単元未満株式の買取請求はお取引証券会社等経由となりますのでお取引証券会社等にご相談ください。〕

7. 株主さまのお届出関係書類のお取扱いについて

現在当行にお届けいただいている「株主票」、「実質株主票」、「配当金振込指定書」その他の書類につきましては、株式交換の日である平成14年3月1日(金)をもって、「株式会社大和銀ホールディングス」に一括して引き継がせていただきます。

なお、「配当所得の源泉分離課税の選択申告書」については、改めてご提出いただく必要がございますので、ご確認のための書面を別途ご送付申し上げます。

8．株式交換の日程と株式の流通について(予定)

株式の流通は、下記日程のとおりとなる予定でございます。売買には十分ご注意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成 14 年 1 月 25 日(金)	株券提出取扱開始日	当行株式は平成 14 年 2 月 22 日(金)まで、証券取引所で売買できます。
平成 14 年 2 月 25 日(月)	当行株式の上場廃止日	平成 14 年 2 月 25 日(月)以降は、当行株式の証券取引所での売買はできません。
平成 14 年 2 月 28 日(木)	株券提出取扱最終日	
平成 14 年 3 月 1 日(金)	株式交換の日 「株式会社大和銀ホールディングス」株式追加上場日	平成 14 年 2 月中旬頃までに「株券等の保管振替制度」をご利用になった株式につきましては、平成 14 年 3 月 1 日(金)以降、「株式会社大和銀ホールディングス」の株式として売買が可能となります。
平成 14 年 4 月 22 日(月)	「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券交付開始日	株券を提出された株主さまにつきましては、「株式会社大和銀ホールディングス」の新株券がお手元に到着した後から、「株式会社大和銀ホールディングス」の株式として売買が可能となります。

9．当行旧商号の未引換株券について

当行の旧商号株券（協和銀行株券、埼玉銀行株券、協和埼玉銀行株券）をお持ちの場合は、併せて前記 2．株券提出事務取扱場所にご提出ください。

以 上

専用お問い合わせ先

〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター フリーダイヤル 0120-35-1465
株券提出期間内であれば通話料は無料でご利用いただけます。 なお、携帯電話、自動車電話、PHSなどからはご利用できません。 (受付時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)
株式名義書換請求書等手続用紙のご請求は、次の電話番号およびインターネットでも 24時間承っております。
電 話 (03) 3666-2270 (06) 6233-4560
インターネット ホームページ http://www.daiko-sb.co.jp

だいこう証券ビジネス店舗一覧
(事務取扱場所および取次所)

	所在地	電話番号
東京支社	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町14番9号 (だいこう兜町ビル)	(03) 3666-2246
本社証券代行部	〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 (大証金ビル)	(06) 6233-4555
札幌支社	〒060-0001 札幌市中央区北一条西三丁目2番地 (大和銀行札幌ビル)	(011) 231-5250
東北支社	〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目1番2号 (仙台長和ビル)	(022) 212-5122
横浜支社	〒220-0004 横浜市西区北幸一丁目4番1号 (横浜天理ビル)	(045) 320-5850
新潟支社	〒951-8067 新潟市本町通八番町1318番地 (白勢ビル)	(025) 223-1940
金沢支社	〒920-0855 金沢市武蔵町1番16号 (石川商事ビル)	(076) 221-0440
名古屋支社	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目24番17号 (日本生命栄町ビル)	(052) 962-1595
京都支社	〒600-8007 京都市下京区四条通東洞院東入 立売西町66番地(京都証券ビル)	(075) 221-1094
神戸支社	〒650-0036 神戸市中央区播磨町49番地 (神戸旧居留地平和ビル)	(078) 331-0135
岡山支社	〒700-0902 岡山市錦町1番1号 (岡山駅前ビル)	(086) 225-4571
広島支社	〒730-0031 広島市中区紙屋町一丁目3番2号 (銀泉広島ビル)	(082) 241-4986
高松支社	〒760-0056 高松市中新町2番地の8 (日本興亜高松ビル)	(087) 862-1609
福岡支社	〒810-0001 福岡市中央区天神二丁目14番2号 (福岡証券ビル)	(092) 751-2620